

電波法施行規則等の一部を改正する省令等の概要

- 「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」（ガバナンス検討会）において、放送事業者におけるガバナンスの具体的内容やその確保の在り方について検討を実施。
- 今般、ガバナンス検討会取りまとめが令和8年1月21日に公表されたため、その内容を踏まえ、必要となる省令等の改正等を行うもの。

1 事案発生後の対応

ガバナンス検討会取りまとめ

経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合における、適時に一定の基準に基づく報告の手続きを設けることについて検討

制度改正

- ・ 電波法施行規則・放送法施行規則を改正し、経理的基礎が基幹放送の業務等の維持に支障を来すおそれがある特別の事情が生じたときは、遅滞なく、報告（事情の内容及び原因、当該事情による影響、経理的基礎を確保するために必要な措置等）する手続きを設ける
- ・ 公布の日に施行

2 事案の未然防止（平時の取組）

ガバナンス検討会取りまとめ

基幹放送普及計画を通じて、ガバナンス確保を促し、放送事業者による自発的な体制整備を確認することを検討

制度改正

- ・ 審査基準の一部である基幹放送普及計画、放送法関係審査基準を改正し、次の事項を免許審査で確認。
 - (1) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っていること
 - (2) (1) の取組の状況に関する自己評価を行っていること
 - (3) (2) の自己評価の結果を公表していること
- ・ 令和9年4月1日施行

3 その他、所要の規定の整備